

附属機関等の会議の傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市情報公開条例施行規則（平成15年三田市規則第20号）第15条第2項の規定に基づき、附属機関等（三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）第30条に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して附属機関等の長が定める。

2 附属機関等の会議を傍聴しようとする者が、前項に規定する定員を超えるときは、附属機関等の長は、先着順に附属機関等の会議の傍聴を許可するものとする。ただし、傍聴しようとする者が前項に規定する定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込み、抽選等の方法により行うことができる。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、附属機関等の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、附属機関等の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、附属機関等の会議の傍聴に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 附属機関等の会議における言論に対し、発言、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 附属機関等の会議において写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただ

し、特に附属機関等の長の許可を得た者は、この限りでない。

(3) 飲酒又は喫煙をしないこと。

(4) 静粛を守り、騒ぎ立てるなど附属機関等の会議を妨害しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等の会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場等)

第8条 附属機関等の長は、傍聴人がこの要綱に従わず、又は公正、円滑な附属機関等の会議の運営に支障が生じると認められるときは、当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第9条 本市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第3条、第4条及び第6条第2号の規定は適用しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の傍聴に関し必要な事項は、附属機関等の長が附属機関等の会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱の一部改正)

2 附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成15年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「附属機関等の会議の傍聴要領（準則）に準じて、各附属機関等が定めるものとする。」を「附属機関等の会議の傍聴要綱（平成21年4月1日施行）に定めるところによる。」に改める。